

その他(報告事項)

平成25年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成26年4月15日
法人名 理事長氏名	社会福祉法人 福生会 理事長 谷口宗弘
担当者	総務課 田中勝実 電話: (0858)43-3322/FAX: (0858)43-3321 メール: tanaka@sankien.jp 又は info@sankien.jp

(記載注意事項)

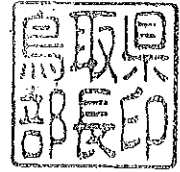
- 1 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
- 2 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
- 3 是正又は改善関係書類を添付すること。

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
1 財産目録及び総勘定元帳に記載されていない法人名義の通帳が2通確認された。 法人の所有している通帳は、全て財産目録及び総勘定元帳に掲載すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ゆうちょ銀行 記号一番号: 15270-5294841 ・株式会社山陰合同銀行 店番一口座番号: 093-3616558 <p>左記の指摘事項をきちんと理解し、本年度(平成25年度)決算より掲載することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決算監査会 平成26年5月15日予定 ・理事会・評議員会 平成26年5月22日予定 <p>是正・改善関係書類特になし</p>
2 平成23年5月23日付けでグループホームの建設設計監理業務委託契約(契約金額 3,696千円)を締結しているが、経理規程の契約に関する規程に基づいた競争入札を経ることなく契約が締結されていた。 経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日付社援施第7号)に基づいた事務手続により契約を行うこと。	<p>左記の件については、「入札」することなく設計監理業務委託したことは厳粛に反省すべきであると考え。今後は左記のルールに従い事務手続、契約することとします。</p> <p>平成22年11月4日発議書 「グループホーム開設について(設計監理業者の選定について)」において、県内における実績のある設計業者、複数(2社)の状況を検討した中で「株式会社白兔設計事務所」を選定ことは付け加えておきます。(市場調査)</p>	<p>次回、新規事業や増改築工事の際は、左記のことを遵守して事務手続することとします。</p> <p>是正・改善関係書類特になし</p>
3 価格による随意契約において、複数の業者と見積り合わせをすることなく業者1社と契約を締結している事例が見受けられた。 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、2社以上を見積りを徴し価格を比較する等、適正な価格により契約を締結すること。 また、見積りを徴する業者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保に留意すること。	<p>左記の件については、複数の業者から「見積り合わせ」することなく契約締結したことは厳粛に反省すべきであると考え。今後は左記ルールに従い契約締結することとします。</p> <p>平成24年2月16日 器具のリース契約 福生会取引業者と随意契約締結 上記器具を契約する前に、器具取扱いの複数者(3社)から見積りを徴し、安い業者から器具を購入しリース契約したものであることを付け加えておきます。</p>	<p>次回、機械器具(物品)購入の際は、左記のことを遵守して事務手続することとします。</p> <p>是正・改善関係書類特になし</p>

第201300184123号
平成26年3月31日

社会福祉法人福生会理事長 様

鳥取県福祉保健部長



平成25年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項に基づく平成25年度の指導監査の結果、別紙「社会福祉法人指導監査結果」のとおり、是正又は改善を図る必要があると認めたので通知します。

ついては、別紙に掲げる文書指摘事項及び口頭指摘事項について、所要の是正措置を講ずるとともに、文書指摘事項については、是正改善状況を別紙様式により平成26年4月18日（金）までに、当部福祉保健課へ報告してください。

また、助言事項については、別紙「社会福祉法人指導監査結果」の4のとおりですので、適正な法人運営を行う上での参考としてください。

なお、社会福祉法人指導監査の結果（文書指摘事項及び当該指摘事項に対する改善状況報告書の内容）については、鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領（平成15年6月13日付福保第283号当職通知）に基づき、下記アドレスの県ホームページへの掲載により公表することとしていますので、御承知ください。

記

1 URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/69689.htm>
（「鳥取県社会福祉施設等情報公開システム」において公表）

2 その他

別紙様式について、電子ファイルの送付を希望する場合は、下記担当の電子メール宛てに、その旨をお知らせください。返信メールにて、電子ファイルを送付します。

担	当	:	福祉保健課法人施設指導室	前場
電	話	:	0857-26-7140	
ファクシミリ	:	0857-26-8116		
電子メール	:	maebad@pref.tottori.jp		

1 指導監査実施年月日 平成25年10月11(金)

2 文書指摘事項

区分	指摘事項	備考
1 Ⅲ-3 会計管理の状況	財産目録及び総勘定元帳に記載されていない法人名義の通帳が2通確認された。 法人の保有している通帳は、全て財産目録及び総勘定元帳に掲載すること。	
2 Ⅲ-3 会計管理の状況	平成23年5月23日付けでグループホームの建築設計監理業務委託契約(契約金額3,696千円)を締結しているが、経理規程の契約に関する規定に基づいた競争入札を経ることなく契約が締結されていた。 経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日付社援施第7号)に基づいた事務手続により契約を行うこと。	
3 Ⅲ-3 会計管理の状況	価格による随意契約において、複数の業者と見積り合わせをすることなく業者1社と契約を締結している事例が見受けられた。 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、2社以上の見積りを徴し価格を比較する等、適正な価格により契約を締結すること。 また、見積りを徴する業者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保に留意すること。	

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。

3 口頭指摘事項

区分	指摘事項	備考
1 Ⅲ-4 評議員会の状況	評議員会への欠席が続く評議員が見られる。事務局は出席が可能なように日程調整を行い、それでも評議員会への欠席が続くようであれば、評議員の改選について検討すること。	
2 Ⅲ-3 会計管理の状況	財産目録は、社会福祉法人会計基準の財産目録(様式第6号)に準拠したものに改めること。	

※口頭指摘事項については、文書による是正報告は必要ありませんが、貴法人において所要の是正措置を講じてください。

4 助言事項

区分	指摘事項	備考
1 Ⅲ-3 会計管理の状況	財務諸表の監査について、社会福祉法人審査基準第3の5(1)により、公認会計士等による外部監査の積極的な活用を図ることが望ましい。	
2 Ⅲ-4 その他	社会福祉法第78条第1項により、第三者評価の受審など福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じること。	

※助言事項については、適正な法人運営を行う上での参考としてください。